

みえ森林・林業アカデミー棟構造用木材等委託生産業務仕様書

本県が発注するみえ森林・林業アカデミー棟構造用木材等委託生産業務については、設計図書に明記してあるもののほか、すべてこの仕様書により実施しなければならない。

1 基本事項

受託者は、三重県内で生育及び伐採された木材を使用して部材を製造し、以下に示す検査を実施した後、別添明細書の規格及び数量の部材を、指定された場所に納材すること。

各部材の品質規格は、以下に定める各基準値を満たしていることを条件とするとともに、可能な限り、県内の様々な地域の木材を使用すること。

また、事業の実施に当たっては、建築請負業者と連絡を密に行うこと。

なお、みえ森林・林業アカデミー棟はFSC®プロジェクト認証を取得するものであり、そのことを念頭に置いて業務を実施すること。

2 品質規格

(1) 許容寸法

許容寸法については、日本農林規格に準じた規格とする。

(2) 含水率

含水率は、以下の日本農林規格に準じた数値以下とする。

- ・構造材：SD20（20％）
- ・造作材・板材等：SD15（15％）

(3) 曲げヤング係数

主要構造部材については、日本農林規格に準じ、明細書に曲げヤング係数の記載がある材はその数値以上の、明細書に記載がない材は「スギE70」「ヒノキE90」以上の性能とする。

(4) 等級・材面の仕様

日本農林規格に準じ、明細書のとおりとする。ただし、構造材の見え掛かり部材の材面の仕様については、県と協議のうえ決定する。

(5) 背割り

背割りは原則入れないものとする。ただし、接合部に影響を及ぼさない材については、県と協議のうえ入れることができる。

3 検査方法

受託者による自主検査と、受託者、工事監理者及び建築請負業者立会いのもと県による受入検査を実施する。曲げヤング係数及び含水率については、三重県林業研究所の指導の下で機器の調整等を実施した上で測定する。なお、検査に係る費用については受託者の負担とし、JAS材やかかる荷重が少ないことが想定される部材（大引、根太、垂木等）に

については、県と協議のうえ、一部の検査を省略することができるものとする。

(1) 自主検査

受託者は検査に先立ち、検査計画書（日時、場所、実施者、立会者、検査部位、検査項目、検査本数、使用機器等を記載）を作成し、県の下承を得ること。また、検査結果については、自主検査結果表（様式任意）に取りまとめ、県に提出すること。

① 構造材

ア 目視検査（見え掛かり部材のみ検査）

目視により上記 2（4）の規格を満たしていることを確認する。ただし、JAS 材については省略することができる。

イ 曲げヤング係数検査（全数検査）

打撃法もしくは曲げ試験により上記 2（3）の規格を満たしていることを確認する。ただし、JAS 材（機械等級区分構造用製材）については省略することができる。

ウ 含水率検査（全数検査）

上記 2（2）の規格を満たしていることを確認する。ただし、JAS 材については省略することができる。

② 造作材・板材等

ア 目視検査（全数検査）

目視により上記 2（4）の規格を満たしていることを確認する。ただし、JAS 材については省略することができる。

イ 含水率検査（全数検査）

上記 2（2）の規格を満たしていることを確認する。ただし、JAS 材については省略することができる。

(2) 受入検査

自主検査結果表を確認のうえ、以下の検査を行う。（規格別に 5 % 以上の抜取検査）
なお、JAS 材については等級及び曲げヤング率、含水率等の表示の確認を行う。

① 構造材

ア 目視検査

目視により上記 2（4）の規格を満たしていることを確認する。

イ 寸法検査

検尺で上記 2（1）の規格を満たしていることを確認する。

ウ 曲げヤング係数検査

打撃法もしくは曲げ試験により上記 2（3）の規格を満たしていることを確認する。ただし、JAS 材（機械等級区分構造用製材）については省略することができる。

エ 含水率検査

上記 2（2）の規格を満たしていることを確認する。不合格の場合は、ロットの全数を再乾燥させた後、再度検査を行う。

② 造作材・板材等

ア 目視検査

目視により上記 2（4）の規格を満たしていることを確認する。

イ 寸法検査

検尺で上記 2（1）の規格を満たしていることを確認する。

ウ 含水率検査

上記 2（2）の規格を満たしていることを確認する。不合格の場合は、ロットの全数を再乾燥させた後、再度検査を行う。

4 保管及び取扱方法

納材までは、雨滴の当たらない場所で、栈積み等により、部材の材面同士が接触しないように隙間を設けて保管すること。また、荷造りおよび搬送時は、クッション材等を用いて、材面に傷を付けないよう十分注意すること。

5 納材方法

納材時期及び納材先については、受託者が工事監理者及び建築請負業者と協議し決定する。なお、建築請負業者との納材の打ち合わせについては、受託者、工事監理者、建築請負業者及び県の 4 者が参加することとする。

6 アフターケア

納材後、建築請負業者による適正な管理のもとに 2 次加工（プレカット等）を行った際、この仕様書の基準を満たさなくなった場合には基準を満たす部材に取り替えるものとする。その場合の経費は受注者の負担とする。（引渡し後の木材の管理ミスによる品質低下や、建築工事の施工ミス等に起因する欠損を除く）

7 その他事項

- （1）製造着手に際しては、製造工程および作業要領、検査方法等を示した施工計画書（1－1 号様式）を提出し、県の承認を受けてから着手すること。また、内容に変更が生じた時は、その都度、変更施工計画書（1－2 号様式）を提出し、改めて県の承認を受けてから着手すること。
- （2）完成時には、受入検査及び確認とは別に、完成報告書、産地履歴を確認することのできる証拠書類、施工・品質管理表（全数対象）、管理写真等の書類一式を整理し、提出すること。
- （3）本業務において、F S C®プロジェクト認証の要求事項に基づき、プロジェクトへの参画や必要な書類の保管を行うとともに、審査等が求められた場合はこれに応じること。